

農業の相談なら農業委員へ

選挙による公選委員と各種団体の推薦による選任委員の農業委員が決定しました。任期は、平成25年3月19日までです。

「公選委員」は、担当地区（大字）の農業全般について、「選任委員」は、その団体の内容について、「学識経験者」は、農業全体についての相談をお受けします。悩み事などがありましたら関係の農業委員にご相談ください。（敬称略）

【公選委員】



牟田 利春
(本告牟田)



貞島 猛彦
(横武)



荒木 進
(田道ヶ里)



野口 展稔
(本堀)



中原 雅人
(永歌・神埼)



手塚富士男
(城原)



石松 正幸
(鶴)



原 正巳
(竹)



貞島 弘美
(尾崎)



末吉 利文
(姉川)



實松 重巳
(柳島)



野口岩次郎
(渡瀬)



古賀 優義
(崎村)



古賀 俊樹
(的)



古沢 繁美
(志波屋)



野中 昭人
(黒井)



吉岡 勇
(姉)



境 正澄
(直島)



園田 義雄
(用作)



嬉野 久信
(迎島)



倉谷 勝英
(広滝)



西村 悦雄
(下西)



中村 昭美
(餘江)



西岡 義光
(境原)



光野 栄
(下板)



中原 正義
(詫田)



中原 秀樹
(嘉納)



原口ひさよ
(学識経験者)



太田 誠剛
(農業共済全般)



片江 英俊
(JA全般)



眞崎 貞雄
(土地改良区全般)



吉浦 文雄
(服巻)



一番ヶ瀬 敏
(服巻)

【選任委員】



白石 昌利
(学識経験者)



廣瀧 恒明
(学識経験者)



野口 英樹
(学識経験者)



高島 勝英
(鹿路)

◎ 問い合わせ先
神埼市農業委員会
☎ 37-10108

農地制度が変わりました！

- 平成21年12月15日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。
「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行されました。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、
②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されました！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

| | | | | |
|------------------|------------|---|-----------------------|---------------------|
| 農作業 常時 従業者 | 農業 生産法人 | + | 農作業 常時従業者 以外の個人 | 農業生産 法人以外の 法人 |
|------------------|------------|---|-----------------------|---------------------|

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されました。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されました！

- すべての遊休農地が指導の対象となりました。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。



| 事項 | 現行 | 改正 |
|-------------------|---|---------------------------------------|
| ①違反転用 | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金) | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金) |
| ②違反転用における原状回復命令違反 | 6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金) | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金) |

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。



=新たな農地制度について、詳しくは農業委員会(☎37-0108)へお問い合わせください=

進めよう！男女共同参画

平成22年3月、神崎市において「男女共同参画基本計画」と「DV被害者支援基本計画」が策定されました。男女共同参画推進の土台ができましたので、神崎市男女共同参画推進ネットワークも、これに沿った活動を進めていく予定です。

◆5つの事業計画を柱に

今年も神崎市男女共同参画推進ネットワークは、神崎市の委託を受けて5つの事業を計画しています。

- ・講演会
 - ・先進地視察研修
 - ・男性の料理教室
 - ・女性のための相談室
 - ・「ありがとうメッセージ」の募集
- 「ありがとうメッセージ」は、昨年までの「男女共同参画一行詩」の募集に変わるものです。佐賀市が4月14日に実施している「パートナーデー」にならって、神崎市では、11月14日に「ありがとうデー」を設け、市民みんなが、自分の周りの人たちに感謝の気持ちを伝える日にしようとして計画しています。

女性のための相談室

神崎市男女共同参画推進ネットワークでは、昨年度に引き続き、市の委託事業として「女性のための相談室」を開設します。

性別による差別、夫婦や子どもなど家庭内の心配ごと、夫や恋人からの暴力の悩み、セクシュアル・ハラスメントのこと、男女問題や離婚問題、近所や職場の人間関係など、どんな小さなことでも、気軽にご相談ください。

一人で悩まないで一緒に考えましょう。ご希望があれば専門機関への紹介も行います。

| とき | ところ |
|-----------|-------------------|
| 8月18日(水) | 神崎市中央公民館 2階 和室 |
| 9月15日(水) | |
| 10月20日(水) | |
| 11月17日(水) | |
| 1月19日(水) | |
| 2月16日(水) | |

※原則、第3水曜日を相談日にしています。

※相談は無料です。秘密は厳守します。

◎問い合わせ先

神崎市男女共同参画推進ネットワーク
代表 高柳 ☎52-4709
神崎市役所 市長公室 ☎37-0088

◆第一回目の講演会

- とき 7月10日(土)
14:30～
 - ところ 神崎市中央公民館
第1研修室
 - テーマ 「大切なことは
家族が教えてくれる」
～気づきはいつも足元にある～
 - 講師 大野 博之さん
 - 講師プロフィール
地球市民の会(TPA)専務理事兼事務局長、前ミャンマー事業プロジェクトマネージャー
 - ※入場無料、予約不要
 - 主催 神崎市、神崎市男女共同参画推進ネットワーク
- 第2回目の講演会も計画しています。市報や、チラシでお知らせしますので、ご期待ください。

社会を明るくする運動講演会

犯罪のない明るい社会と住みよい郷土づくりのため、助け合い協力しましょう。

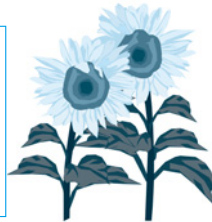
- とき 7月24日(土)
9:30～11:30
- ところ 神崎市中央公民館
- 演題 立ち直りを信じて
- 講師 佐賀警察署生活安全課長兼
佐賀県警察本部少年課課長補佐
桑原 宏樹 氏
- ※ハーモニカ演奏(9:30～10:00)もあります。
- 主催 神崎市、吉野ヶ里町、神崎地区保護司会、
神崎地区BBS会、神崎市更生保護女性会、
吉野ヶ里更生保護女性会

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

7月には、地域でさまざまな行事が開催されます。ご理解とご協力をお願いします。

【キャラバン隊による広報活動】

- とき 7月5日(月)
8:30～
- ところ 神崎市郡一円



防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

7月は『社会を明るくする運動』
強調月間です。

平成22年度神崎市まちづくり市民活動支援事業交付決定団体一覧表

| | 団体名(事業名) | 代表者 |
|----|--|--------|
| 1 | 千代田アサザ保存会(アサザ保存活動及び観察会) | 藤永 正弘 |
| 2 | 元気な原の町子育て協議会 (元気な原の町まちづくり交流事業) | 船津 満 |
| 3 | 尾崎西分消防支援隊 (尾崎西分消防支援隊活動強化対策事業) | 佐藤 隆治 |
| 4 | おはなし会ケムケム(おはなし会活動) | 佐藤 悦子 |
| 5 | クリークの恵みを楽しむ会(かんざき紫陽花まつり) | 新井 康浩 |
| 6 | 竹栄会(竹地区ふれあい交流事業) | 新井 豊 |
| 7 | CSOかんざき (つなごう地域 つなげよう気持ち「地域 人づくり・街づくりサミット」) | 境 和臣 |
| 8 | むつごろう会(ふれあい交流事業) | 眞島 永治 |
| 9 | 神崎歩こう会(歩いて健康・輝くまちづくり活動事業) | 成富 弘明 |
| 10 | 軽スポーツ普及の会(ふれあい軽スポーツ普及事業) | 寺町 國義 |
| 11 | 祭り広場実行委員会(祭り広場事業) | 池田 正嗣 |
| 12 | 姉川上分伝統芸伝承の会(姉川上分伝統芸伝承事業) | 井手 靖治 |
| 13 | 石井ケ里地域再生促進イベント実行委員会 (石井ケ里地域再生促進イベント) | 平田 英次 |
| 14 | 神崎市民健康増進吹矢クラブ (心身の健康を得ることで明るいまちづくり活動事業) | 八嶋 フヂヨ |
| 15 | 四丁目自治会(ふれあい祭り) | 田原 義隆 |

「まちづくりの市民活動支援事業」補助金交付団体が決定!

本事業は、市民の主体的な参画によるまちづくりを推進するため、市民の自主的かつ公益のある活動を行う団体に対して補助金を交付し、支援していくものです。

今年4月に募集を行い、書類審査の結果、次の15団体に補助金交付決定をしました。交付決定を受けた各団体では、地域の活性化および協働のまちづくりに貢献する公益性のある活動を展開していただきます。

支援事業追加募集

○募集件数 3件程度

○応募締切日 7月30日(金)

※応募方法など詳しくは、ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室

☎ 37-0102

皆さまの意見を市政へ

次のような意見がありましたので、紹介します。皆さまからいただいた意見を大切にしながらよりよい神崎市に向けて取り組みます。

【ご意見】

県道三瀬・神崎線の平ヶ里踏切から国道34号線までの歩道に街灯がなく、また、歩道のコンクリートの蓋がガタガタで足元が不安定で怖いです。せめて明るくしてほしいです。

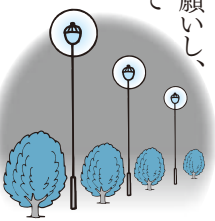
【回答】

貴重なご意見ありがとうございます。平ヶ里踏切から国道34号までの歩道の街灯については、街灯が老朽化していますので、早急に取り替えることとされています。

なお、街路樹が大きくなり、街灯の光を遮っている箇所もありますので、歩道(水路に蓋設置)のガタガタ解消と併せて、管理者である神崎土木事務所に対策をお願いし、改善に努めていきます。

(担当)

神崎市役所 建設課
☎ 37-0103



夜の市長室

皆さまの声を聞かせください!

◎今後の予定

| とき | ところ |
|---------|---------|
| 7月6日(火) | 千代田総合支所 |
| 8月3日(火) | 脊振総合支所 |
| 9月7日(火) | 神崎市役所 |

午後6時から8時まで
(1人30分程度)

※予約不要です。当日来庁された先着順で受け付けを行います。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室
☎ 37-0088

有料広告

建設業許可・産業廃棄物許可・会社設立・相続手続
遺言・古物商・内容証明・成年後見手続 その他の
書類作成にもご利用ください。

お電話下さればお伺いいたします。

ゆずりは しげみ
行政書士 杖 繁美

日本行政書士会登録番号 05410974

〒842-0121 神崎市神崎町志波屋3627
TEL0952-53-1747 携帯090-8836-5630
ホームページ 杖 神崎 → 検索

※行政書士には守秘義務があります、お気軽にご連絡ください。